

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託  
プロポーザル選定要領

(目的)

第1条 この要領は、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務を行う者の選定方法について、必要な事項を定める。

(選定業務)

第2条 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会は、次条から第5条に定める方法により選定業務を行う。

(選定方法)

第3条 選定委員会は、選定会議を開催し、提案事業者が提出した企画提案書及び提案見積書並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容について審査を行い、受託候補者を選定する。

(採点)

第4条 各選定委員は、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務委託評価基準（以下「評価基準」という。）（別紙1）を用いて採点する。

(順位の決定)

第5条 選定委員会は、各選定委員の採点合計に基づき、次の方法で順位を決定する。

(1) 選定委員ごとに採点合計の高い順に順位をつける。ただし、m位にn者の提案が同点で並んだ場合は、次の数値をm位の者の順位とする。

$$\{m + (m + 1) + \dots + \{m + (n - 1)\}\} / n$$

(2) 前号の順位を順位点として、伊勢市学校図書館活性化支援事業業務評価基準契約候補者選定集計表(別紙2)により順位点を集計し、順位点合計の低いものを上位として総合順位を決定する。

(受託候補者の決定)

第5条 選定委員会は、前条の規定により選定した結果、総合順位が1位の者を受託候補者として決定する。

2 前項において、1位が同点の場合は、各選定委員が採点した「1提案」

の合計点数が高いものを受託候補者とし、更に同点の場合は、「1 提案」 「1－2 業務内容」のうち「③学校図書館の読書センター」「④学校図書館の学習センター」及び「⑤学校図書館の情報センター」と、「1 提案」 「1－3 業務体制」のうち「②業務責任者」「③学校図書館員の確保・学校図書館員の配置」の合計点が最も高い者を受託候補者とする。

- 3 提案事業者が1 者の場合においても、前条の規定に準じて評価を行う。ただし、委員の1 名以上が「1 提案＋2 実績」の合計点数を6 割未満とした場合は、選定委員長が選定委員会に諮り、当該提案事業者を受託候補者として決定しないことができる。